

医療療養病床に入院されている65歳以上対象者の 1日あたり居住費（光熱水費相当）の負担額が変わります

平成29年10月診療分より、

65歳以上で医療療養病床に入院されている方の

1日あたり居住費（光熱水費相当）の負担額が下表のように変更されます。

医療療養病床に入院の 65歳以上対象者	1日あたり居住費（光熱水費相当）の負担額		
	～平成29年9月	平成29年10月～ 平成30年3月	平成30年4月～ （予定）
医療区分Ⅰ （医療の必要性が低い方）	320円	370円	370円
医療区分ⅡⅢ（※1） （医療の必要性が高い方）	0円	200円	370円
・指定難病対象者（※2） ・老齢福祉年金受給者 ・境界層（※3）該当者	0円（変更なし）		

（※1）病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者
（健康保険施行規則第六十二条の三第四号・平成18年厚生労働省告示第488号）

（※2）難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病の患者

（※3）本来の所得区分に基づく負担であれば生活保護の対象となるが、より負担の低い基準を適用して負担を軽減すれば生活保護を必要としない状態になる者

対象者の医療区分等の詳細・実際の負担額については、
入院されている医療機関にお尋ねください。

【ご注意ください】

65歳未満の方や一般・精神病床等に入院されている方は対象外です。